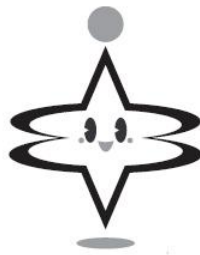


第4次清瀬市長期総合計画 策定方針

本方針は、「第4次清瀬市長期総合計画」を策定するために、基本的な事項を定めるものである。



平成25年12月

— 目次 —

1	清瀬市長期総合計画の歴史	1 頁
2	計画策定の前提	3 頁
	(1) 地方自治法改正	3 頁
	(2) 計画名について	3 頁
	(3) 議会の議決について	3 頁
	(4) 条例化について	4 頁
3	第4次清瀬市長期総合計画の期間・体系	5 頁
	(1) 計画期間	5 頁
	(2) 市長の任期と計画期間等についての検討	5 頁
	(3) 計画の体系	5 頁
	(4) 行政評価制度等による実行計画の進行管理	6 頁
4	計画策定の視点	6 頁
	(1) 協働のまちづくり・すべてのまちづくりの基本	6 頁
	(2) 実効性・戦略性のある計画	7 頁
	(3) 清瀬市「らしさ」の追求と創出	7 頁
5	計画策定の体制	8 頁
	(1) 清瀬市長期総合計画策定審議会	8 頁
	(2) 市民参加	8 頁
	(3) 庁内体制	9 頁
6	計画策定のスケジュール（イメージ）	11 頁

1 清瀬市長期総合計画の歴史

昭和45年10月1日

市制宣言「緑と清澄な大気の住宅都市」

昭和46年度～昭和60年度

(1971年度～1985年度)【15ヵ年】※

■第1次清瀬市長期総合計画

- ・将来都市像「緑と清澄な大気の住宅都市」
- ・目標人口8万人（2万5千世帯）

■基本計画（昭和53年11月策定～昭和60年度）【7ヵ年強】

- ・実施計画3ヵ年のローリング

※ 基本構想における市議会の議決は、昭和48（1973）年4月13日に経ている。

昭和61年度～平成12年度（1986年度～2000年度）【15ヵ年】

■第2次清瀬市長期総合計画

- ・将来都市像「緑豊かな健康と文化の市民都市」
- ・目標人口8万5千人（2万8千世帯）

■基本計画（昭和62年度～平成12年度）【14ヵ年】

- ・目標人口8万5千人（2万8千世帯）
- ・実施計画3ヵ年のローリング

■後期基本計画（平成7年度～平成12年度）【6ヵ年】※

- ・目標人口7万5千人（2万6千世帯）
- ・実施計画3ヵ年のローリング

※ 当初、昭和62年度から平成12年度までの14ヵ年を計画期間とした基本計画であったが、社会経済情勢等の変化に対応した実効性の高い計画として平成7年度を初年度とする後期基本計画に改めている。

平成13年度～平成27年度（2001年度～2015年度）【15ヵ年】

■第3次清瀬市長期総合計画

- ・将来都市像「羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市」
- ・目標人口7万5千人（2万8千世帯）

■前期基本計画（平成13年度～平成20年度）【8カ年】

- ・実施計画4カ年
（平成13年度～平成16年度）
（平成17年度～平成20年度）

■後期基本計画（平成21年度～平成27年度）【7カ年】

- ・基本方針「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」
- ・実施計画4カ年、3カ年
（平成21年度～平成24年度）4カ年
（平成25年度～平成27年度）3カ年

2 計画策定の前提

(1) 地方自治法改正

総合計画については、これまで地方自治法第2条4項において、市町村に対し、計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、国の地域主権改革により、平成23年8月1日にこの規定が削除された改正地方自治法が施行され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の判断に委ねられることになった(※)。

法改正により基本構想の策定義務が撤廃されたとはいえ、まちづくりを進めていく上での指針となる中長期の計画は必要であり、第4次となる清瀬市長期総合計画(以下、総合計画)は策定したいと考える。

※【参考】地方自治法の関係条文等

(1) 地方自治法第2条第4項の規定「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」が削除となる。

(2) 改正に伴う留意点として「改正法の施行後も、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。」

(平成23年度5月2日付総行第57号・総行市第51号、各都道府県知事宛「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」より抜粋)

(3) 地方自治法第96条第2項の規定

「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする)が適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。」

(2) 計画名について

計画名は「第4次清瀬市長期総合計画」とする。また計画策定の過程で、計画の愛称等(副題として)を決めることは差し支えないものとする。

(3) 議会の議決について

総合計画の策定根拠、及び議会の議決の義務付けがなくなった今、自治体の選択肢は一般的に、①総合計画は策定せず分野毎の個別計画で対応する、②行政の任意

計画として策定する、③議会の議決事項として条例で定めて策定する、の三つと言われている。

清瀬市において総合計画は、これまで同様、市の将来の目標及び目標達成のための施策構想・大綱をとりまとめた、市における最上位の重要な計画であるとともに、市職員をはじめ、在住・在勤（学）者、企業、団体等が、各々の責任のもと、将来に向かって何をすべきかが書かれたまちづくりの羅針盤として、策定するものである。こうした位置付けから、行政の任意計画として策定することは、その趣旨にそぐわず、当市においては、議会の議決を経て、策定していくべきと考える。

（４）条例化について

総合計画の策定を議会の議決事項に定めている他市事例（※）をみると、①総合計画に特化した新規条例の制定、②「地方自治法第96条第2項¹の規定に基づく議会の議決事項」とする新規条例の制定、③「地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項」として議会基本条例等に盛り込む、④自治基本条例に総合計画の位置付け等を盛り込む、といった方法が挙げられる。

※【参考】他市事例

- ① 府中市「府中市総合計画条例」平成24年6月27日制定
- ② 調布市「調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例」平成24年3月26日制定
- ③ 川崎市「川崎市議会基本条例」第9条（議決事件）
- ④ 三鷹市「三鷹市自治基本条例」第13条（基本構想及び基本計画の位置付等）

①は総合計画それ自体の趣旨が最も明確となり、②は改正前の地方自治法第2条第4項の趣旨が引き継ぎ易い形である。また③及び④は、議会基本条例や自治基本条例の中に盛り込む形で、前者は議会の議決事件とする点のみを定め、後者は住民自治の一つとして総合計画について謳う条例となる。

いずれを選択するにせよ、総合計画の策定義務が廃止された中、清瀬市における総合計画の定義、議会の議決の明文化及びその対象については、最低限度定める必要があると考える。

¹ 3頁「※【参考】地方自治法の関係条文等」の（3）を参照。（3）は普通地方公共団体の議会が議決すべき15事件が謳われた同法第96条第1項に続く条文。

3 第4次清瀬市長期総合計画の期間・体系

(1) 計画期間

第4次清瀬市長期総合計画は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、おおむね10年後を目標年次としたいと考える。

これまで、計画期間は15ヵ年としていたが、市を取り巻く環境の変化や、それに伴う、多様化・高度化する市民ニーズを的確に反映させ、より実効性のある計画とするために、これまでより短い期間とする。

(2) 市長の任期と計画期間等についての検討

市長公約（マニフェスト）と総合計画の整合性を図る上で、市長の任期である4ヵ年を基礎とした計画期間の設定について検討したが、基本構想は、市長公約（マニフェスト）を包括するような大きな目指すべき将来像であり、市全体のまちづくりの拠り所として揺るぎない運営指針である。

一方、市長公約（マニフェスト）の実現には、高い実効性が重要であり、基本構想を実現するための具体的な取り組みを示す実行計画に盛り込むことで、より有効となると考え、今回の総合計画では、市長公約（マニフェスト）実現のための施策については、実行計画上でその旨を明らかにし、民意の反映を確保するものとした。

(3) 計画の体系

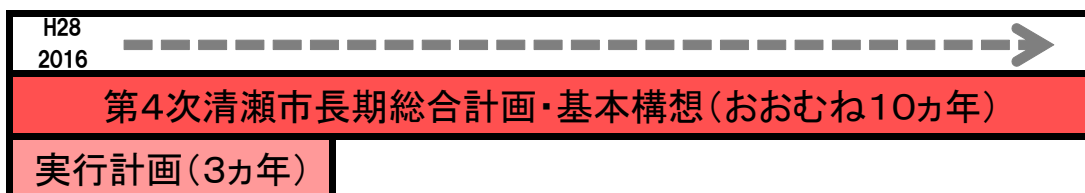
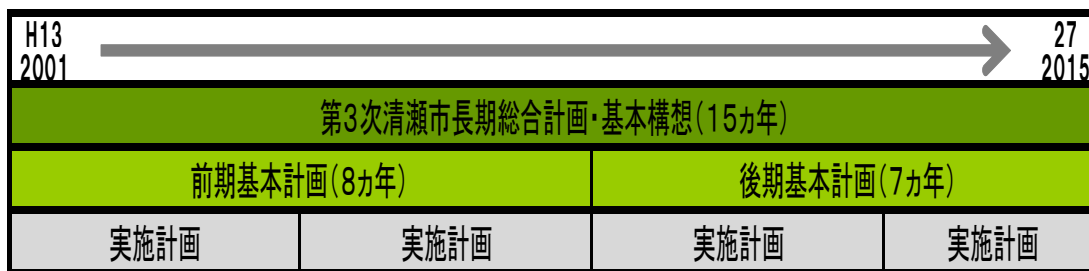
基本構想、実行計画の二層構造とする。これまでの三層構造を、基本構想部分とそれを実現する計画部分の単純二層構造とすることで、これまでより分かり易く実効性のある計画を目指す。それぞれの位置付け、期間は下記のとおりとする。

・基本構想 おおむね10ヵ年

基本構想は、市の目指すべき姿と、その実現のために、分野毎の現状と課題を踏まえた市政運営の基本目標、及び政策や施策の方向性を示した、すべてのまちづくりの拠り所となるものである。

・実行計画 3ヵ年

実行計画は、基本構想で掲げた政策を実現するために、行政課題毎の主要事業の方向性、手段としての具体的な事務事業等を示すものである。



- ※ 基本構想については中間年度において見直し5カ年計画の策定を検討する。
- ※ 実行計画については3カ年のローリング²を行う。

(4) 行政評価制度等による実行計画の進行管理

現在、清瀬市では、行政運営における公正の確保と、透明性の向上をめざした、行政評価システムの構築とその実践に取り組み、平成24年度からは、これまで内部評価に留まっていた本制度に外部評価（第三者評価）を導入した。今回、総合計画策定にあたり、計画策定後の進行管理に、この行政評価制度を活用する。計画で掲げられた施策や事業について、毎年度評価を行い、その結果を予算編成や、目標値の見直しに活用し、計画の確実な実施を図るものとする。

またその他、各部及び課が毎年度、達成すべき組織目標を設定し、年度終了時等に、達成度や実績を自己評価する目標管理制度についても、進行管理の手法のひとつとして活用を図る。

4 計画策定の視点

(1) 協働のまちづくり・すべてのまちづくりの基本

「清瀬市まちづくり基本条例」では、第8条に基本構想等への市民の参画が定められている（※）。計画策定においては、条例で定めのあるとおり、様々な形の市民参加手法を検討し、実施していく。これは、市民への説明責任を果たすとともに、市民ニーズを的確に把握することでもある。これにより、条例の趣旨である協働のまちづくりの実現に加えて、清瀬市におけるすべてのまちづくりの基本とすること

² 計画上の施策や事業について毎年度、転がすように見直しや部分的な修正を行い、計画期間を1カ年度ずつずらしながら再編成していく進行管理の手法。

ができる。

また、本計画の実現に際しても、市民協働によるまちづくりを一つの柱として推進していく。

※【参考】清瀬市まちづくり基本条例 第8条

(基本構想等への参画)

第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。
- (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。
- (3) 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

(2) 実効性・戦略性のある計画

地方自治法改正に伴い、基本構想の議決義務が撤廃される中、各自治体は、総合計画の役割や必要性について、改めて見つめ直すことが求められている。前述したとおり、総合計画は、すべての個別計画の最上位に位置づけられ、将来に向かって、市民と市の共通した拠り所となるものである。そのためには、計画が「絵に描いた餅」とならない様、実効性・戦略性が担保されたものでなければならない。

特に、計画策定後は、行政評価制度により毎年度、徹底した進行管理を行い、計画の実現を確実にするP D C Aサイクル³の確立を目指す。

その他、上記のことを踏まえ、次の点に留意して、計画策定に取り組む。

- 市民や職員の意欲が喚起される誰が見ても分かりやすい計画の策定
- 社会情勢の検証
- 財政フレームの検証
- 取捨選択と優先順位付けの検討
- 目標の数値化（活動指標・成果指標等の効果的な活用）
- 個別計画との整合性の検証

(3) 清瀬市「らしさ」の追求と創出

今回の法改正では、地方分権改革の流れの中で、一律に基本構想の策定を義務付けるのではなく、各自治体が必要や手続きなどについて自発的に定め、これ

³ 民間で培われてきたマネジメント手法として「計画 (Plan) ⇒実施 (Do) ⇒評価 (Check) ⇒改善 (Action)」を表す。

まで以上に実効性の高い計画を策定することに期待がよせられている。各自治体に裁量があるということは、質の格差が生まれ、地域間競争の結果に影響を及ぼすこととなる。自治体は、地域らしさの追求や、地域ブランドの創出等、一層の戦略性の追求が求められる。

上記のことを踏まえ、次の点に留意して、計画策定に取り組む。

- 基礎データの収集及び分析（清瀬市の現状・課題の把握）
- 計画的な緑地保全及び公共施設整備の検討
- シティセールス⁴推進の検討
- 景観に配慮したまちづくりの検討
- 人口減少時代を踏まえたすべての世代が活躍できるまちづくりの検討
- 次世代教育推進の検討

5 計画策定の体制

計画策定については、「清瀬市長期総合計画策定審議会条例」に基づき、同審議会による審議の他、前述した「清瀬市まちづくり基本条例」に基づく市民参加や、庁内職員による委員会での検討等によって、下記のとおり進めていく。

（1）清瀬市長期総合計画策定審議会

審議会は、市民委員や学識経験者ら25人以内を持って組織する。市長より、策定について諮問を受け、会議を開催し、最終的に議論の結果を答申するものである。

（2）市民参加

・市民アンケート

第3次清瀬市長期総合計画の達成状況、満足度を把握するとともに、第4次長期総合計画で計画すべき施策について、重要度や優先度を図るために、無作為抽出の市民2,000人を対象に実施する。

・パブリックコメント

策定の過程における、審議会の計画案等についてパブリックコメントを実施し、市民意見を反映していくものである。

⁴ 都市が持つ様々な魅力を対外的に、より効果的にアピールし、都市の活性化を図る多様な活動のこと。

- ・市民フォーラム、懇談会、ワールドカフェ⁵

パブリックコメント同様、策定の過程で、随時市民フォーラム等を開催し、策定状況についての情報提供や、それに対する市民の意向を吸い上げ、計画に反映していくものである。

- ・次世代の参加

清瀬市の将来像や今後のまちづくりについて、小学生による絵画コンクールや中学生による作文コンクール等を実施し、市内の子どもたちがまちづくりについて考える機会をつくる。また高校生や10～20代の市民限定の懇談会を開催し、次世代の意見を吸い上げ、計画に反映していく。

- ・市報、市公式ホームページ

市報や市公式ホームページを活用し、市民に対する情報提供を行うとともに、メールでの意見投稿を呼び掛けるなど、双方向での意見交換を行う。

- ・ソーシャルメディアの活用

「ツイッター」や「フェイスブック」等を活用し、あらゆる年代層の意見を吸い上げることを目的に、計画策定に関する情報提供等を行う。活用方法に関しては、職員プロジェクトチームにおいて検討し、情報政策課と協議していく。

(3) 庁内体制

- ・策定委員会、部会

部課長職による策定委員会を開催し、審議会の検討資料となる素案を策定する。また策定委員会の下部組織として、部門毎の部会を並行開催し、各分野を網羅した素案の策定を行う。

- ・職員プロジェクトチーム (PT)

係長級以下の職員で構成するプロジェクトチームを組織し、総合計画の根幹となる骨子案を策定する。各部門からまんべんなくメンバーを募り、総合計画の策定方針の決定、第3次清瀬市長期総合計画の達成度や市民アンケートの分析、市の現状や課題の洗い出し等を行う。また所属している課において、意見の吸い上げや、計画策定にかかる情報提供等も担う。

⁵ 1995年に開発・提唱された話し合いの手法。カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話し、席替えをしながら話し合いを発展させていくもの。

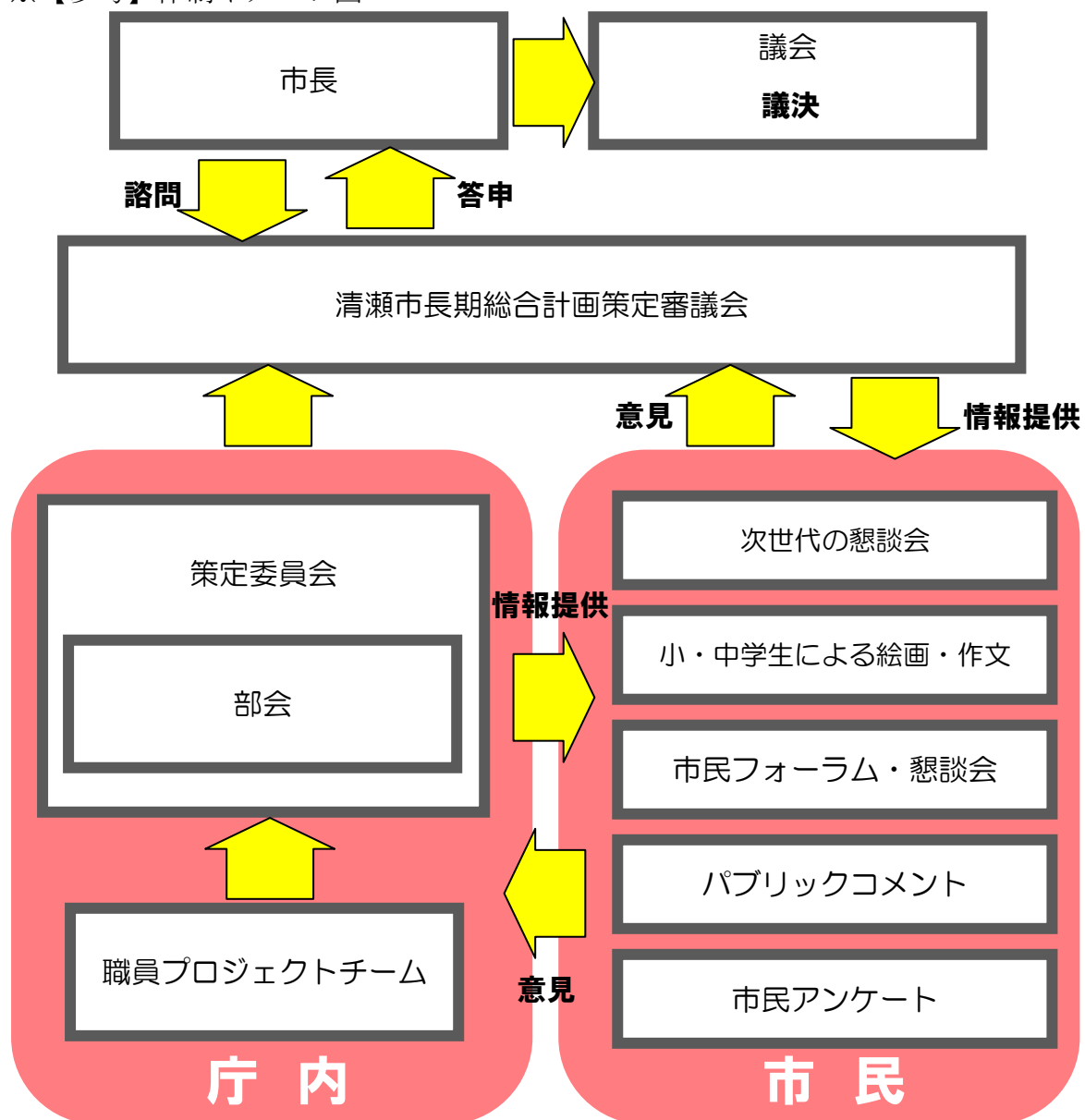
・企画課通信の活用

庁内職員の情報発信として、企画課通信を活用する。これにより、すべての職員が関心の持てる計画策定を目指す。

・職員ポータル「電子会議室」の活用

職員ポータル上に「電子会議室」を立ち上げ、現在協議しているトピックに対して、職員PTに参加していない職員からの意見も、計画策定に反映できるものとする。

※【参考】体制イメージ図



6 計画策定のスケジュール（イメージ）

	平成25年	平成26年			平成27年			平成28年													
	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3													
実施（検討）項目	市民満足度調査	市民アンケート2,000人																			
	「策定方針」の策定	①			★策定																
	「骨子案」の作成	①					★作成														
	「素案」の作成					②			★作成												
	「計画案」の作成									③				★作成							
	「実行計画」の策定										庁内(①)				策定★						
策定体制	①職員PT	「策定方針」「骨子案」作成						「実行計画」検討													
	②策定委員会・部会						「素案」作成														
	③策定審議会										「計画案」作成										
	パブリックコメント												「計画案」								
	庁議						●「策定方針」							●「素案」					●「計画案」 ●「実行計画」		
	議会						●「策定方針」報告								●議決			●「実行計画」報告			
	多様な市民参加(市民フォーラムなど)						「骨子案」「素案」「計画案」について随時														
	多様な情報発信(市報、ホームページなど)						「策定方針」、「骨子案」「素案」「計画案」の過程、「長期総合計画」「実行計画」について随時														

※現時点の想定のため、今後変更の可能性有。